

プリズムホール利用規定

第1条(利用契約の成立時期)

「プリズムホール」の利用契約(以下、「本契約」という)は、利用者が本利用規定を遵守することを条件に、「プリズムホール利用申込書」を株式会社東京ドーム(以下、「会社」という)に提出し、会社が異議なく受領したときに成立する。

第2条(利用施設)

- (1)利用者が各種の催事のために利用することができる「プリズムホール」内の施設は、展示場の全部または一部に限るものとする(以下、「展示場部分」を総称して「展示場」という)。
- (2)利用者は、展示場の一部を利用しない場合においても、利用料の減額を請求することができない。
- (3)利用者は、会社の承諾を得て、展示場に付帯する設備を使用することができる。なお、この場合の使用料その他の使用条件等については第8条の定めに従うものとする。
- (4)展示場および利用者が利用する付帯施設を総称して、利用施設という。

第3条(暴力団等の排除)

会社は、暴力団その他反社会的団体の排除を営業方針とし、下記に定める者に対し、展示場の利用を認めない。

- 1.暴力団対策法に定める指定暴力団および指定暴力団員
- 2.反社会的団体および反社会的団体構成員
- 3.暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示したり、これらを援助・助長する行為を行うと明らかに認められる者
- 4.上記3項に該当する者と関係していることが客観的に認められる者

第4条(利用期間及び利用料)

- (1)利用期間とは、利用者が展示会場において催事の準備を開始する時刻から催事の終了後原状回復作業を完了して当該展示場から退出する時刻までの期間をいう。
- (2)利用料は、基本料金と特別料金の合計額とする。
- (3)基本料金とは、催事開催日当日における1日当たり午前10時から午後6時までの間の料金をいい、基本料金以外の料金(但し時間外特別料金と準備撤去日特別料金に区分する)をいうものとし、いずれも会社が別途定める。

第5条(利用料の支払方法)

- (1)利用者は、所定の利用料のうち基本料金と準備・撤去日特別料金の合計(以下、「前払料金」という)を会社が指定する方法に従って会社に支払う。但し、その支払日および支払額は下記の区分に従うものとする。
 - 1.本契約が利用開始日より3か月以上前の日に成立したときは、前払料金のうち、契約成立の日の翌日までに30%相当額、利用

開始日の3ヶ月前までに30%相当額、利用開始日の15日前までに40%相当額と前払料金全額に対する消費税額を加算した額。

- 2.本契約が利用開始日より15日以上3か月未満前の日に成立したときは、前払料金のうち、契約成立の日の翌日までに60%相当額、利用開始日の15日前までに40%相当額と前払料金全額に対する消費税額を加算した額。
 - 3.本契約が利用開始日より15日未満前の日に成立したときは、契約成立の日の翌日までに前払料金全額とそれに対する消費税額を加算した額。
- (2)利用者は、利用料のうち時間外特別料金について、会社から当該時間外特別料金にかかる請求書の交付を受け取った日から2週間以内に、会社が指定する方法に従って会社に支払う。

第6条(前払料金不払いの場合の措置)

- (1)利用者が、前条第1項各号にそれぞれ定める初回の支払日に所定の前払料金を支払わなかったときは、事由の如何に拘わらず、本契約は当然にその効力を失う。
- (2)前項のほか、利用者が前条第1項第1号から第2号にそれぞれ定める第2回以降の支払日に所定の前払料金を支払わなかったときは、会社は、利用者に対し、何らかの催告することなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除の通知があったときに本契約は当然に終了する。
- (3)前項によって本契約が終了したときの前払料金の取扱いは、次条の定めに従うものとする。

第7条(利用者が解約を申し入れた場合の措置)

- (1)利用者が本契約の解約を申し入れたときは、申し入れがあったときに本契約は当然に終了する。この場合、会社は、違約金として下記のとおり、前払料金の全部または一部を当然に取得することができるものとする。但し、会社は、利用者に対し、このほか会社が被った損害の賠償を請求することができる。
 - 1.利用開始日より3ヶ月以上前までの日に契約が終了したときは前払料金の30%相当額。
 - 2.利用開始日より15日以上3ヶ月未満前の日に契約が終了したときは前払料金の60%相当額。
 - 3.利用開始日より15日未満前の日に契約が終了したときは前払料金の全額。
 - 4.利用期間中に契約が終了したときは利用料全額。
- (2)前項によって契約が終了したときは、会社は、既受領の利用料から違約金相当額を差し引いた残額を契約終了の日から2週間以内に利用者に返還する。万一既受領の利用料が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を同様の期間内に会社に支払わなければならない。

第 8 条(付帯設備の利用及びその利用料等)

- (1)利用者は、展示場内に設置された別紙一覧表記載の付帯設備(以下、「付帯設備」という)の使用を希望するときは、事前にその詳細を会社に申し入れなければならない。
- (2)前項の場合、会社は、利用者と協議の上、利用する付帯施設を確定する。この場合、付帯設備の利用料は別紙一覧表の記載に従って決定し、その他利用方法、利用時間(以下、「付帯設備利用方法等」という)は、本規定のうち展示場の利用方法等に関する規定に従うものとし、その他の利用に関する事項については、利用者と会社が別途協議のうえ定めるものとする。
- (3)会社は、利用者に対し、前項に定める付帯設備の利用料の請求を書面をもって交付し、利用者は、当該書面を受領した日から 2 週間以内に、会社が指定する方法に従って会社に支払うものとする。

第 9 条(諸官庁への届け出)

- (1)利用者は、展示場を利用するにあたって、法令に定められた事項を所轄の諸官庁に届け出なければならない。この場合、利用者は、常に事前に会社の承諾を受けて届出をなすものとする。
- (2)利用者は、前項の届出の前後を問わず、諸官庁の指示に従わなければならない。この場合、利用者は、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに会社に通知するものとする。

第 10 条(催事の運営及び警備等)

- (1)利用者は、利用施設を常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、全て利用者の責任と費用において、催事の運営、催事のために必要な事前準備および催事終了後の原状回復作業を行うものとする。
- (2)利用者は、展示場を利用するに当たって必要な場内案内および警備業務を、全て利用者がその責任と費用において、会社が指定する業者に委託するものとし、それ以外の業者に当該業務を委託してはならない。
- (3)利用者は、展示場内およびその周辺における来場者の誘導を、会社が指示する方法に従って行うものとし、来場者に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じなければならない。

第 11 条(物販などの販売行為)

- (1)利用者は本施設で物販などの販売行為を行う際は、事前に会社から承認を得る。
- (2)同時期に会社が保有する他施設にて物販などの販売行為を行う場合は、事前に会社へ販売商品リストを提出し、販売商品に関する承認を得る。

第 12 条(騒音規制等)

利用者は、展示会場を利用するにあたり騒音規制に関する法令及び会社の指示を順守しなければならない。その他展示場周辺環境の維持に努めなければならない。

第 13 条(非常時における対応)

- (1)地震、火災その他の非常事態が生じた場合に対処するため、利用者は、消防署その他関係諸官庁に提出した書面に記載された事項を熟知しなければならない。
- (2)催事開催日に文京区で震度 5 弱以上の地震、施設内及び周辺にて火災やその他非常事態発生、又は関係諸官庁から特別な指示があった場合、来場者の安全を第一に優先するため、会社は利用者には催事の中止を要請することができる。また利用者はこれに従う。
- (3)第 2 項の場合、原則利用者は会社の指示に従い、来場者の避難誘導、安全確保等、催事主催者として当然に負うべき責任の範囲で、原則として自らの費用と責任で会社に協力して対処しなければならない。
- (4)第 2 項の場合、会社は原則として利用料総額の全部を取得するが、催事の中止に至った状況および原因や責任に応じて、利用料の返還等については利用者と協議の上決定する。

第 14 条(諸設備の設置の制限)

- (1)利用者は、利用目的に即して展示場内またはその周辺に諸設備を設置することを希望するときは、事前に会社に申し込み、設置に関する詳細を別途会社と協議のうえ、決定するものとする。
- (2)利用者は、前項の諸設備の設置に必要な工事を、全て利用者の責任と費用において行い、当該工事を会社が指定する業者に委託するものとし、会社の承諾なくして、それ以外の業者に当該工事を委託してはならない。

第 15 条(広告または看板の設置)

- (1)利用者は、展示場内またはその周辺において広告もしくは看板等の掲示を希望するときは、事前に会社に申し込み、掲示に関する詳細を別途会社と協議のうえ決定する。
- (2)利用者は、前項によって広告または看板を設置する場合、掲示する場所、掲示の方法、広告料およびその支払方法その他これらの掲示に関わる事項について、全て会社が定めるところに従うものとする。
- (3)利用者は、会社に対し、展示場内またはその周辺に既に存する広告または看板等の取り外しもしくは削除を要求することができない。但し、会社が特に許諾した場合はこの限りではない。

第 16 条(撮影および放映・放送等)

- (1)利用者は、展示場内およびその周辺にて録画、録音または撮影(以下、「本件撮影等」という)をするときは、利用開始日の 14 日前までに、本件撮影等の目的、使用する機材について、書面にて会社に申請し、会社の許可を受ける。
- (2)利用者は、本件撮影等によって作製した映像もしくは画像(以下、「画像等」という)の放映、上映、放送、配信、出版、製品化など(以下、「放映等」という)を希望するときは、事前にその詳細を会社に届け出、会社の書面による承諾を得る。映像等を二次使用する場合も同様とする。

- (3)利用者は、映像等の放映等を商業目的で行う場合、会社に対し許諾料を支払うものとする。これらの額および支払方法は別途協議のうえ定める。
- (4)利用者は、映像等の放映をする場合、当該放映等において、展示場の景観および広告物の映像に変更、切除その他改変を加えることはできず、かつ、会社の協力がある旨を表示または放送して告知する。これらの告知の内容及び方法は、利用者と会社が協議して定める。
- (5)利用者は、会社の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権利を譲渡し、または放映等を許諾することができる。この場合、当該第三者に本条の定めを遵守させなくてはならない。

第 17 条(医師または看護師の派遣)

- (1)利用者は、必要に応じて、利用期間中の緊急医療行為に当たらせるために、医師または看護師を展示場内に派遣することができる。但し、利用者はその旨を会社に報告し、派遣に要する費用は全て利用者の負担とする。
- (2)前項の場合、利用者は、派遣する医師または看護師のため第 2 条に定める利用施設内において休養室を設置するものとし、会社はこれに異議を述べない。
- (3)会社は、事由の如何に拘わらず、自ら医師または看護師のいずれも派遣することを要しない。

第 18 条(会社の承諾を要する事項)

利用者は、本契約に別に定めるほか、下記の事項を行う場合には、事前にその詳細を書面をもって会社に届け出、会社の承諾を得なければならない。

- 1.チラシその他宣伝物の配布
- 2.誘導・案内係の設置

第 19 条(禁止事項)

利用者は、事由の如何に拘わらず、下記の行為をし、または顧客その他の第三者にこれらを行わせてはならない。

- 1.会社の承諾無くして展示場内およびその周辺において物品の販売を行うこと。
- 2.展示場内およびその周辺において危険物を持ち込むこと。
- 3.利用者がチケットを販売する場合、暴力団その他反社会的団体およびその構成員にチケットを販売すること。
- 4.暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員および関係者を利用施設内に入場させること。
- 5.会社指定の場所以外で喫煙すること。
- 6.ゴミを投棄するなど、本施設内を不衛生な状態にすること。
- 7.騒音、振動、異臭を発生するなど近隣の迷惑となる行為をすること。
- 8.壁、床、器具その他展示場および備品の一切に対し、落書き、損傷および破壊等これらを汚損する行為をすること。
- 9.暴力行為、無謀行為など事故及び他人に危険を生じさせる行為をすること。

- 10.過度に照明を暗くし、もしくは過剰な音量を発生するなど心身の健康状態に支障をきたす演出、または賭博もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。
- 11.展示場およびその周辺において、会社の顧客その他第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 12.自転車、バイク、自動車等を路上駐車すること。
- 13.別途会社が定める重量を超える顧客の動員、機械設備等の設置。
- 14.その他、会社が展示場内の施設の維持または保全のために特に指定する事項。

第 20 条(施設管理権)

- (1)利用者が前条の定め違反し、もしくは会社の担当者の注意に従わない場合、または来場者その他第三者が前条の定め違反し、もしくは会社の担当者、利用者の従業員その他関係者の注意に従わない場合、会社はこの者を展示場から退場させることができる。
- (2)利用者および来場者その他第三者は、展示場内においても、自己の身体および財産について自らの責任でこれを管理し、会社は、展示場内での盗難、紛失、障害等の損失に対して一切責任を負わず、利用者はこれに異議を述べてはならない。
- (3)利用者は前二項の定めについて、関係者や来場者に周知徹底しなければならない。

第 21 条(付保義務)

利用者は、催事の開催に関連する万一の事故等による損害を補填するために、保険会社との間に損害保険を締結するものとする。

第 22 条(会社の立入権)

- (1)会社は、展示場の維持、保安および管理等のために必要と認めるときは、利用期間内に、いつでも展示場内の適宜の場所に立ち入り、必要な措置を講ずることができるものとし、利用者は、会社が講ずる措置に必要な協力をしなければならない。
- (2)前項の目的のために会社が要求したときは、利用者は、会社の従業員その他会社が指定する者に対し、催事開催中の特別入場券を予め交付するものとする。

第 23 条(不可抗力等によって利用が不可能となった場合の措置)

- (1)天災地変・テロ等の不可抗力、新型インフルエンザ等、感染症等が国内で発生し、行政による閉鎖、使用制限、停止、その他の措置命令、勧告もしくは要請があった場合など、会社の責に帰すことができない事由によって、利用者が催事の目的に従って展示場を利用することができなくなったと会社が判断したときは、利用が不可能となった時点において本契約は当然に終了する。
- (2)第 1 項の場合、利用者は、未払いの利用料を支払うことを要せず、会社は、利用料総額の 30%をすることができ、その残額をすみやかに利用者に返還する。但し、催事開催の成立(入場券の払い戻しをしない等)以降において終了した場合、会社は、原則として利用料総額の全部を取得する。

(3)第1項の場合、利用者は、会社に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、来場者その他の第三者との間に紛議が生じたときは、利用者は、自らの責任と費用にてこれを処理解決し、会社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。

第23条(利用権の譲渡制限)

利用者は、本契約上の地位を第三者に譲渡することができない。但し、事前に会社の書面による承諾を受けた場合はこの限りではない。

第24条(損害賠償)

- (1)利用者、その従業員、来場者その他の関係者が展示場を利用するに際して利用施設を汚損または毀損したときは、利用者は、会社に対し、原状回復のための費用その他これによって会社が被った損害を賠償しなければならない。
- (2)展示場において利用期間中に来場者その他第三者に人身事故その他の損害が生じたときは、展示場の施設の設置上の瑕疵に起因する場合を除き、利用者は、全て利用者の責任と費用において、当該来場者に対し、損害を賠償し、会社の指示に従って日刊紙に謝罪広告を掲載するなどの措置を執らなければならない。会社に財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさないものとする。

第25条(利用開始前の契約の解除)

- (1)第6条第2項の場合のほか、利用者が下記各号の一に該当したときは、会社は、利用者に対し、何らかの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、会社が解除の通知を発信したときに本契約は当然に終了する。
 - 1.利用申込書に虚偽の事項を記載したとき。
 - 2.差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または、公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - 3.自ら振出した手形もしくは小切手の不渡処分を受け、または銀行取消処分を受けたとき。
 - 4.営業を廃止し、または解散したとき。
 - 5.営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
 - 6.破産、民事再生、会社整理もしくは会社更生の手続き開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき。
 - 7.経営状態が悪化し、本契約を継続することが著しく困難であると客観的に認められたとき。
 - 8.会社が催事の内容について公序良俗に反すると認められたとき。
 - 9.会社の信用を毀損する行為があったとき。
 - 10.社会的な道徳または倫理に反する行為があったとき。
 - 11.会社の営業方針に著しく反する行為があったとき。
 - 12.利用者が暴力団その他反社会的団体の構成員または関係者であることが判明したとき。
 - 13.利用目的が、暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示するためであったり、これらの資金源とするためにイベントを行うなど暴力団その他反社会的団体を援助・助長する目的であると判明したとき。

14.催事の内容等により会社もしくは利用者との間に紛争を生じ、またはそのおそれがある場合。

15.その他本契約に定める利用者の義務または会社が指示した事項に著しく違反したとき。

- (2)前項によって本契約が終了したとき、会社は、利用者に対し、既受領の利用料金を一切返還せず、利用料金総額の全部を取得し、このほか会社が被った損害の賠償を請求できる。この場合、万一、利用料金の一部の未払いがあるときは、利用者は、会社に対し、未払い額の全額を契約終了の日から3日以内に支払う。

第26条(利用期間中の契約解除)

- (1)利用者が利用期間中に下記各号の一に該当したときは、会社は、利用者に対し、何ら催告することなく直ちに展示場の利用の中止を要求することができ、本契約を解除することができる。この場合、会社が解除の通知を発信したときに本契約は当然に終了する。
 - 1.利用開始時刻に利用を開始しなかったとき。
 - 2.利用を中止したとき。
 - 3.事由の如何に拘わらず、催事の続行が不可能となったとき。
 - 4.前条第1項各号の一に該当したとき。
- (2)前項によって本契約が終了したときの措置は、前条第2項と同様とする。
- (3)本条の定めにより本契約が終了した場合、会社は、利用者に対し、会社の指示に従い日刊紙に謝罪広告を掲載するなどの措置を求めることができる。

第27条(催事終了後の措置)

- (1)利用者は、催事終了後、全て利用者の費用をもって利用施設に搬入した利用者の設備を搬出し、かつ、利用施設を清掃して原状に回復し、利用期間満了の時までに同所から退出するものとする。
- (2)前項の原状回復のための作業は全て会社が指定する業者に行わせるものとし、利用者は、独自に作業を行いまたは他の業者に作業を行わせることはできない。
- (3)利用者が利用期間満了の時までに原状回復を完了しなかったときは、利用者は、会社に対し、原状回復完了までの間、超過時間につき特別料金の倍額を支払うとともに、このほか会社が被った損害を賠償しなければならない。
- (4)釘その他身体に危険を及ぼすおそれのあるものの残置など、第1項に定める原状回復に瑕疵(隠れた瑕疵を含む)があり、これにより会社その他の第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

第28条(提出書類)

会社は、利用者に対し、事前に、会社案内、現在事項証明書、印鑑登録証明書等、会社が指定する書類の提出を求めることができ、利用者はこれに従わなければならない。

第 29 条(連帯保証人)

連帯保証人は、本契約に基づく利用者全ての債務を保証し、会社に対し、利用者と連帯して履行の責に任ずることを約した。

第 30 条(管轄裁判所)

本契約または本契約に関連して生ずる訴訟または調停については、それぞれ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第 31 条(定めのない事項)

この規定に定めのない事項については、利用者が展示場を健全な目的のために円滑に利用できることを第一義として、誠意をもって協議のうえ円滑に解決するものとする。

2025年10月1日現在

予告なく変更する場合がありますので予めご了承ください。

株式会社東京ドーム 興行企画部 イベント営業グループ

〒112-8575 東京都文京区後楽1-3-61

TEL. (03) 3811-2111 (大代表)